

第13回 官業民営化等WG 議事録（法務省ヒアリング）

- 1．日時：平成16年10月20日（水）16：00～16：30
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
- 3．項目：行刑施設
- 4．出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、八代委員、大橋専門委員、美原専門員
法務省
矯正局 国際企画官 西田 博（以下「西田国際企画官」という。）

鈴木主査 それでは、法務省から行刑施設について、あらかじめ御質問を差し上げてありますので、大分お待たせしましたけれども、30分くらいで終わりたいと思いますので、最初7、8分程度で御説明をやっていただいて、後は質疑に移りたいと思います。

西田国際企画官 それでは、事前にいただきました3点の質問に準じまして、その順番で御説明いたします

まず1点目、PFI手法によります美祢社会復帰促進センターという新しい刑務所の整備について、法制上の措置がどうなっているかという御質問でございまして、具体的な検討状況と今後のスケジュールということで御質問がありました。

具体的な検討状況を申し上げますと、考えております法制上の措置については、大きく分けまして2つございます。

1つは、民間事業者に委託をするための根拠規定を設けるということ。

2点目が、いざ委託をいたしまして、刑務所でございまして、事務の円滑、かつ適正な実施が確保できるかどうか。そのための所要の措置を講じる。この2点について特区法の改正という手段を用いまして、法制上の措置を講じたいと考えております。

今後のスケジュールということでございますけれども、法務省といたしましては、関係当局の御協力をいただきまして、なるだけ早く法律にしていだきたいと考えております。これが1点目でございます。

2点目の質問でございまして、業務のうちの民間開放の対象外とされた業務及びその理由についてということでございますけれども、答えはここに書いてあるとおりでございますけれども、考え方としては、絶対に民間開放できない部分、不可であるという部分を除きまして、広く民間委託することを考えたいというのが基本的な考え方でございます。

したがって、できない部分はどのような部分かということと言いますと、なかなか説明は難しいんですけども、ここで「例えば」と申し上げておりますように、武器の使用ですとか、戒具、これは手錠ですとか、彼らを拘束する器具でございまして、その使用など実力行使を伴う業務については難しいのではないかと考えております。

これが2点目でございます。

3点目の質問でございますけれども、まず今回の美祿のようなPFIの刑務所のような、行刑施設の新設のみではなくて、既存の施設の業務についても、民間委託の可能性はどうかという質問であろうかと思うんですけれども、答えは書いてありますとおり、当方といたしましては、非常に定員事情は厳しゅうございますので、負担軽減を図り、あるいは円滑な施設運営をするために、民間委託を積極的に推進したいという基本的な考え方でございます。

そのためには、先ほど申しましたように、必要な法制上の措置を講じまして、問題がないような推進、拡大を図っていききたいというのが当方の考えでございます。

以上、簡単に御説明いたしましたので何か質問ありましたら、よろしくお願いいたします。

大橋専門委員 ありがとうございます

2点御質問させていただきたいと思います。

美祿は別として、既存の行刑施設と言うか、刑務所と言うか、そういうものについて「市場化テスト」などを通じて、民間委託を推進していくという考え方はないのかどうか。私は昔イギリスのPFIを勉強していたことがあって、もう知識は古くなったけれども、私が勉強していたときには、何か既存の、つまり公務員がやっている刑務所施設の運用について、4か所くらいその「市場化テスト」に乗せて、そのうちのマンチェスターのものは公共が落札した。残りの3か所は民間の事業者が落札したということを知覚しているのですが、その例にならって言えば、日本においても、既に設置されている既存の行刑施設、刑務所について、「市場化テスト」などを通じて民間委託を推進していくお考えがあるのかということ。

それから、2枚目に書いてある武器の使用、戒具の使用などはちょっと無理だよという意味だと思いますが、これも私の記憶違いかもしれませんが、イギリスのブリッチェンドとかいう刑務所のケースを勉強したことがあるけれども、そこではピストルの保有を民間の資格というか、身分の方、民間の人は刑務官ではなく何と云うのですかね。刑務員というか、その人がピストルを持っているということを知覚しているのだけれども、そういうことがもし正しいのだったら、日本でもその部分について民間にやるということができないのかどうか。できる限り民間委託をするのだったら、委託する業務の範囲を広げることが私は必要だろうと思います。その2点についてお聞かせいただきたい。

西田国際企画官 まず1点目の民間委託を拡大する云々という話なのでございますけれども、先ほど質問に対する回答で申し上げたように、業務について、拡大をして、民間委託をしていくという基本方針は変わりはありません。やるつもりであります。ただ、「市場化テスト」という手法を使うかどうかということについては、実際のところ当方の方が勉強不足で「市場化テスト」というのはどういうスキームで、どういったガイドラインでやるのかというのがまだよくわかっておりませんので、「市場化テスト」の手法を使う、使わないということについては、ここでお答えができないのですけれども、考え方としては、今

の過剰収容がございまして、受刑者はどんどん増えておりまして、業務がどんどん増えておる状況にあって、その反面で国の定員を制限をして、幾らでも大きくできないのだという2つの事情がある以上は、民間委託をせざるを得ないだろうと思っております。

参考までにイギリスでの事例は、たしか1回か2回、刑務所庁という役所と民間が入札をして、1回か2回国が勝ったり、あるいは民間が勝ったりということがあることは承知しておりますけれども、それについても若干法制度が全然イギリスと日本では違うものですから、それがそのまま使えるかどうかというのもこれから勉強させていただきたいと思っております。

2点目の、ピストルを使う使わないという話なのですが、イギリスの民営刑務所、私はたくさん見たわけではございませんけれども、実際に銃を持っている民間刑務所というのは、常時携帯しているようなところはなかったように思います。その関係でもうちょっと詳しく、どの部分まで民間委託するのかどうかということの説明をさせていただきます。大きく考えまして、3つの仕事については民間委託はできないだろうというように考えております。

まず1点目は、刑の執行でございまして、やはり国が判断をして決定をしなければいけない部分があるでしょう。どういうことかと申しますと、個々の受刑者に対して、どういった処遇をしなければいけないとか、受刑者の個性とか犯罪とか、前歴とかを見て、どういった処遇をすべきかという判断というのは、民間にやっていただくべきではなくて、国が考えなければいけないだろうということが1点目でございます。

2点目が、受刑者といえども人権を相当侵害するような行為については、やはり民間にお願いするわけにはいかないだろう。例えば彼らが中である決まりを破った場合にペナルティーとして懲罰という制度があるのですけれども、こういった懲罰を課したり、あるいは中で起こした事件について、検察庁に事件送致をして、新たな刑が加わるような手続についても、これはやはり国がやるべきだろう。

3点目は、実際に身体とかに直接的な拘束をして、相当直接的な侵害をする。彼らを制圧したり、押さえ付けたりということについては、この3点については国がやるべきではないかという判断をしております。

同じような考え方で、ピストルについても、今実際、日本の刑務所では刑務官もピストルは常時持っておりません。私が知っている限り、数十年間刑務所の中でピストルを発砲したことはございません。そういったことを考えましても、やはり民間の方にピストルを持ってもらうということについては、当方としてはするつもりはございません。

それでよろしいでしょうか

大橋専門委員 やや断片的な質問で恐縮なのだけでも、例えば被収容者に対する面接の許可というようなものは、当然民間に委託するのですな。

西田国際企画官 面接の許可と申しますと？

大橋専門委員 収容されている人と外部の人が面会したいというときの許可は、許可が

あるのかどうか知らないけれども、それはOKすると。

西田国際企画官 許可するしないという判断は国がしなければいけないと思っています。と申しますのは、面会に来る者が善良な者ばかりではございませんし、過去には面会所の中にいるものが危害を加えられたこともありますので、その許可・不許可ということについては、国がやるべきだろうと。

通常面会室に入っていく場合、身体検査をしたり、色々な手続を踏むのですけれども、そういったことについては、民間の方にやっていただいても差し支えないのではないかと考えております。

鈴木主査 今の話だけれども、色々な手当をしますね。守秘義務だとか、みなし国家公務員規定、監督規定という、これだけ設けてくれば、更にその中で法律の手当が必要ならば入れて、今おっしゃった中で刑の仕事とか、全身を拘束するとかいうものは、何か有刑力を行使するから、したがって、どうしても何とか国でと考えずに、そこもやってよろしい、あるいはやるときの条件というもの、あるいはやるときの基本的な考え方というのをはっきりして、法律でここに授權してしまうということをするれば、それはそれでできるのではないですか。何も国家公務員としてある者がやればやさしくやるとか、厳しくやったケースもありますね。だから、そういう問題じゃないと思うのです。

問題はそういうことを一般人という、既にこれだけのものがあつたら、受託を受けた人は一般人ではないわけです。要するに、みなし公務員でもあるということなのだが、資格が変わっているわけなのです。

その意味でまさに国の人だと考えてもいいわけなのだから、そういう論理で、更にそれが不足するのだったら、これに対してかくかくしかじかの懲罰権を与えるということをはっきり書いておけば何も問題はないのではないかと私には思えるのです。

仕事の中一部切り出しとか、懲罰するというのは、ふだんの行いと関係する問題なのだから、ふだんの行いをよく見ておる人が、またこいつやったなというので、勿論、野放図で勝手にやってはいけませんよ。そのルールというのは当然あると思うけれども、そのルールに基づいてやることですね。

だから一向に差し支えないのではないか。ここまでは何となく国がやっておかないと気分が悪いというもので抜いたような感じがしていて、そこは心配することはないと私は思うのだけれども、そういうふうにならないですか。

西田国際企画官 そういったお考えもあろうかと思うのですけれども、当方として、やはり始める以上は何としても、一歩でつまづくようなことはしたくないという気持ちがありまして、刑務所というのは非常に特殊な施設でございまして、色々な意味で味方もいれば、反対をして、敵になる方もいらっしゃいます。それがあつたときに、いきなり色々なことをやって、一遍に色々な外部委託をするということがあつて、スムーズにいかなくて、はっきり言うとうまくいかなかったことになるのが、やはり当方としては一番避けたいこととございまして。

鈴木主査 御安心ください。刑罰的なものはちゃんと公務員でやりますから、それ以外のものは民間でやる。とにかくスタートさせてくださいと。その民間のものにも色々な規律はかけますからということにしたいというわけですね。

西田国際企画官 はっきり申しまして、今でこそ刑務所というのは、日本各地から誘致を受けて、うちに来て刑務所をつくってくださいと言われてますけれども、4、5年前までは、そんな市町村は1個もないくらいの迷惑施設でございまして、事実今、拘置所、少年刑務所、刑務所、全国に74庁ございますけれども、移転運動がない施設というのは2、3庁でございまして、あとは全部出ていってくれという意味表示をされている施設ばかりでございまして。中にははっきり、各市町村が移転してくれないかと言っているところもございまして。

そんなことがございまして、実際に地元の住民とか、地元の市町村の方が今回の民間委託とかいろんな話があったときに、心配するのは、うちの施設はそんなことはありませんよねということを使うような施設でございまして、やはり法制上の措置を講じて、なおかつ順調に、円滑に民間委託ができるような環境を整えて、進めたい。

鈴木主査 誘致する方は随分引く手あまたなのでしょう。この前聞いたけれども、五十幾つあって、引く手あまたなのに、一旦入ると出て行け、出て行けなのですか。

西田国際企画官 そういうことを言うと市町村の方にしかられますけれども、現実的にそうございまして、今、確かに景気が悪うございまして、今は誘致がたくさんございます。これが景気がよくなって、例えば工業団地をつくっているところへだれも来なくて、刑務所誘致運動があって、景気がよくなって工場が来るようになったときには、出て行ってくれという話が出ないとは限りませんし、何よりも、市町村長がいつまでも今の市町村長さんであるというのは、例えば今回やろうとしているPFIの刑務所も、準備期間が20年間あって、20年間今と同じように気持ちよく来てくださいと。気持ちよくやってもらって結構ですと言ってもらえるかどうかというのはなかなか難しい問題がございまして、今までの少なくとも刑務所のある各地を申しますと、最初に行ったときは周りには何もなくて、刑務所が行きますと、大きな水道管は通るし、下水道は来るし、電気も来ます。ガスも来ます。それででき上がったら、周りに団地がいっぱいできてきまして、そうなると、後から入ってきた住民たちが出て行ってくださいということになりますので、やはり入るとき、始めるときというのは慎重に構えませんとならない。

今回の美祿もそうなのですけれども、私も何度か住民説明会に行って、地元の方々の話も聞いたのですけれども、地元の方々が心配されるのは、民間委託をして大丈夫なのかということをよく言われます。これは安心と安全がなければ刑務所などに来てもらったら困るというのはだれも考えていることでそうなのですけれども、それを地元の皆さんの考え方というのは、幾らこちらが説明しても、そういった気持ちに変わりはありません。

今回、特区の手法を使わせてもらうということはあるのですけれども、これはそういった意味も実はございまして、特区というのは、何年間かこちらでやらしていただいて、我

々の判断ではなくて、民間の方の評価をいただいて、全国展開した方がいいとか、あるいは問題ないという評価をいただけるということがありますので、そういった幾つかの段階を歩ましていただきませんか、なかなか先生がおっしゃったようなころまでいきなり行くと、今ですら反対している方が結構いらっしゃいますので、それと当方としては、ここまでやる気になったことで、評価していただきたいと思います。

治安の施設でございまして、その一番保守的な施設が刑務所でございまして、その刑務所がここまでやると判断をして決心したわけですから、その点も是非評価していただいでですね。

鈴木主査 なぜ引く手あまたなのに嫌がるのですか。雇用だったらずっと続くでしょう。なぜ最初は地元は引く手あまたで、すぐ出て行けと言うのですか。地元の初期利益は何ですかということですか。

西田国際企画官 こんなことを言うてはいけないのですけれども、地方交付税交付金も増額されますし、例えば美祢ですと、1,000人の受刑者と職員が何人くらいになるかわかりませんが、家族を含めましたら数百人になって、通常であれば2,000人に近い住民の数が増える。美祢市は人口が1万7,000人～1万8,000人しかありませんので、2,000人増えると相当なことになりますし、やはり今回PFIでやろうとしておりまして、できれば100人以上の民間委託をしたいと考えておりますので、そういった意味でも地元の方には雇用の創出にもなる。

鈴木主査 その雇用創出が続くのではないですか。

西田国際企画官 今回の美祢のように、例えば特区のスキームを使わせていただいて、実際に特区の提案とか、申請とかをやって、こんなふうに段階を踏んでいって、言葉は悪いのですけれども、美祢市の方も山口県の方も、こういった法制上のスキームを使いまして、誘致というものを制度としてお互いに認め合って進めるわけですから、こういった方法を取ると、すぐには出て行ってくれと言わないと思うのですけれども、基本的に刑務所というのは、こちらが幾ら諸般のものを入れて、問題がないような運営をしましても、やはり通常の国民の方は隣に刑務所が来るといのは嫌がるものでございます

それでも私は住民説明会などでお話ししたのは、大丈夫です。刑務官がちゃんと半分はおります。刑務官がいますからということをおいませんと、なかなか安心をしていただけませんので、非常に情緒的な話になって恐縮なのですけれども。

鈴木主査 ほろりとさせられましたよ。(笑)

美原専門委員 是非頑張っていたきたいとエールを送るわけじゃないのですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、先ほど3つの要素で、法理からあるべき姿をおっしゃられましたけれども、恐らく現実的には美祢の場合には慎重にということですから、刑務官と受刑者、民間の比率というものは段階的に考えていくという御方針だと思います。もし本当にこの3つだけが国としてやるべきことでしたら、局限的に民間委託の幅は増えてしまうと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。本当に例えば罰則とか刑罰

とか判断行為のみであるならば、事実行為としての刑務所の運営行為というものは、例えばその総体を「市場化テスト」の対象にすることはもう不可能ではいように思えるのです。

「市場化テスト」の適用は横に置いても、現在の刑務官の数ですが、どうやって最少の人間でうまく刑務所を機能していただくか、その辺のお考え方はどうなのでしょう。

西田国際企画官 最小という話をすると、多分当方と先生方と、どこまでが最少かというのはなかなか意見が合わないと思うのですけれども、少なくとも彼らに直接接して民間の方が入っていただいて、何か問題が起こったときに、いわゆる刑務官で対応できるだけの刑務官をこちらは確保して、なおかつどうしてもほかの法律で許されない、民間のやっていただくと許されない業務もありますので、そういったものもやっていくと、そういった意味で第1号のPFIの刑務所で考えている程度の民間委託は可能ではないかと考えております。

ただ、第1号のPFIで、言葉は悪いんですけども、先行的に、試行的にやってみようということで、結構当方としては、これもやらす、あれもやらそうとは思っているのですけれども、ただ、民間の方で一部抵抗のある仕事もあるみたいですので、これがどこまで行くかというのはわかりません。当方としては半分程度までは可能なのではないかと考えております。

これも刑務所というのは、前回のヒアリングのときに私申し上げたけれど、ぴんからきりまで刑務所はございまして、民間の方にやっていただくにはリスクが大き過ぎるような刑務所もありますれば、可能な限り民間にやってもいただいても構わないような刑務所もあるかと思えます。それは対象者によります。

あるいは、受刑者であっても、病人であったり、高齢であったり、初犯であったり、累犯であったり、暴力団関係者であったりといったことを考えてくると、おのずと74庁ある行刑施設が全部同じ基準でできるとは思っておりません。各庁ごとに考えるべきだと私は考えています。

鈴木主査 言葉ですが、3ページ目「民間委託の条件が十分に備わった場合に限定して民間委託を行い」と書いてあるのだけれども、お話を聞いておると、民間委託の条件が十分に備わった場合にはという趣旨に当然受ける。要するに、そういう気分だと理解してよるしいですね。

西田国際企画官 はい。

鈴木主査 何となく出し惜しみをしているような感じがするから。

西田国際企画官 出し惜しみというより、こちらはなかなか勇気を持つのが、一度に勇気は出し切れないと理解していただければいいのではないかと思います。

鈴木主査 やるからには一気に勇気を。

大橋専門委員 おっしゃった刑務所というものが地域の住民にとってやや不安な存在であるということはいくつわかりますけれども、そういう不安を解消することになるのかどうかよくわかりませんが、1つの解消方策として、民営化でつくられる新たな刑務所、行刑

施設というもので収容する人は、極めて刑の軽い人に限るとかというような検討はされておりますか。

西田国際企画官 当面やりたいと思っておりますのは、先生おっしゃいました初犯で、比較的犯罪傾向が進んでいないものということで始めたいと考えております。ただ、刑務所というのは、常に累犯で、当方にとってみると固定客と言われる累犯受刑者が相当な部分を占めておりますので、そういった質のいい受刑者ばかりを集めてということも、いつか限界が来るのではないかと思いますので、今お話がありましたように、そういった累犯の受刑者であっても、こういった業務について委託しても差し支えないのかというのは、今回やらしていただくPFIの刑務所で、いろいろ検証させていただいて、当方もやはり失敗もあるかもしれませんし、思った以上にうまくいくこともあるかもしれませんし、そういうことを検証させていただいて、危ない受刑者に対しては、考えていきたいと思っております。

鈴木主査 第1号は優良受刑者で構成されているわけですね。第2号は思い切って不良というか、悪質受刑者にするとかいう話を聞いたけれども、そういうことですか。

西田国際企画官 第2号はまだ全く決めてございません。ただ、現在、増えておりますのは、初犯受刑者が過剰収容で増えておりますので、当然、施設をつくって収容するには、普通に考えますと初犯受刑者になろうかなと思うのですけれども、これも今、具体的にこれから収容をどうこうと考えて、でき上がりますのが、刑務所ですので、建設して、収容し始めるのは2、3年かかりますので、2、3年後にこういった受刑者が増えるかということもこっちとしては考えて、累犯にするのか、初犯にするのかということは見極めて決定したいと思っております。2号についてはまだ決めておりません。

鈴木主査 2号について、せっかくの話だから「市場化テスト」というものをやってくれと当方が言ったとしたら、さっきおっしゃったけれども、どういう条件がクリアされたら御省の方は受け入れられるのですか。

西田国際企画官 先ほど申しましたように、「市場化テスト」というのは、私ども十分よくわかっておりませんので、それがどういった手法なのかということをお聞かせください。

鈴木主査 手法を明示すればよいのですね。

西田国際企画官 それとか、いろんな手続とか、イギリスでやっている「市場化テスト」と同様ということになると、イギリスと当方は全然法制度が違いますから、ちょっと考えたいなという部分もあるのですけれども、そうではなくて、日本版の「市場化テスト」というのももしあるとして、当方で勉強させていただきたいと思うのですけれども、今、この時点で、「市場化テスト」というのは急に出た話ですので、まだよくわかっておりませんので。

鈴木主査 既にこの2号は民間に出すことに考えは決めているから、だから、官の側の応募者がいないと。つまり民の応募者がいるだけであって、民の側の応募者がいないということですか。

西田国際企画官 済みません。そこまで本当にまだ決めておりません。今はとにかく第

2号刑務所をどこかにつくらなければいけない。その手法をどうやってやろうかということを考えている状況ですので、収容対象を決めれば、場所も決まってくるから、そこそこ具体的な検討もできようかと思うのですけれども、済みません。本当に我々内部で十分検討しておりません。

鈴木主査 「市場化テスト」といったら官民で相互にメリットを出し合うわけですから、官の方も応募してくれないと「市場化テスト」にならないです。民でやるのだったら、競争入札というのであって、これは民でやるには当然競争入札をおやりになるのだから。「市場化テスト」というのは官民の対抗だから、そのときには官の方として一応形だけでも応募してくれるのですか。

八代委員 必ずしもそういう形だけでない「市場化テスト」も色々ありますので、そこは民間がどういう応募をするかに応じて弾力的にやる。

美祿につくるのはこれで勿論結構なのですけれども、これはとにかく時間がかかるのです。今回も特区法がいろんな理由で通常国会になってしまうので、よそより半年遅れてしまうので、これはこれとして進めていただくのは結構なのですが、こういう新設のものに何も限定する必要はないので、先ほども大橋専門委員の方からありましたけれども、既存のものについても、できるものはアウトソーシングしていくという形で、例えば提案が出たときには前向きに受け取っていただくということなのですね。

いろいろありますけれども、例えば一番わかりやすいのは、給食とかいうものは当然既存のものでもできるであろうし、この前実は見学させていただいたときに、現場の方が困っておられたのは、受刑者の仕事を取ってくるビジネスというか、これが非常に困っておられる。そういうようなことを仮にどこかが、1か所の刑務所ではなくて、例えば全国の刑務所ベースでもいいんですが、その部分だけでも外注化できるのであれば、やってみるとか、そこは官民競争というのは必ずしもけんかをするのではなくて、お互いが優位を持っている点を出し合って、官民協調という形でもあるわけですので、やれるものはできるところからやっていったらどうだろうかというイメージでありまして、必ずしも新設にこだわる必要はないと思います。

西田国際企画官 先ほど申しましたように、当方としましては、来年度の要求で相当部分の外部委託の経費も要求しておりまして、外部委託を拡大することについては、やっていきたいと考えておりますので、今申し上げたのは、「市場化テスト」というのが残念ながら当方よくわかっておりませんので、その手法を使う、使わないという話になったときに、ちゃんとした返事ができないだけでございます、とにかく外部委託の対象業務、ポスト数を拡大していきたい気持ちは、それはもう変わりはありません。

八代委員 今でも外部委託のための予算は取っておられるわけですね。

西田国際企画官 今のところポスト数から言っても、本当に限られたポスト数しかございませんので、外部委託というのは非常にお金がかかりますので。

八代委員 長期的には減らすこともできる。

西田国際企画官 来年度は幾ら要求されているんですか。

西田国際企画官 来年度は純増で16億です。私、予算のことは詳しくありませんので、はっきり言いませんが、たしか16億くらいだと聞いております。ポスト数で四百数十ポストだと聞いております。

八代委員 外部委託というイメージがちょっと違うのは、これは他省の例なのですけれども、大体アルバイトの人を雇うというイメージなのです。つまり、直用形式でパートタイム。そうではなくて、「市場化テスト」の考え方は、会社に委託するのです。会社がまさにサービスを全部供給する。これは余りなかったと思うのですが、そうしないと、なかなか公務員と同じことを民間にやらしても意味がないので、発想自体を変えていくという形でやるので、かなりそこは新しいことになると思いますけれども、その点はまたよろしくお願いします。

西田国際企画官 今、現実的にも自動車の運転業務委託ですとか、あるいは派遣会社の方と契約をして、やってもらうこと等は今やっておりますので、その点は余りねらいは違っていないと思います。

八代委員 おっしゃった移送業務などでも、実は今、労働者派遣法で警備関係が例外になっているのですが、逆に言うと「市場化テスト」ではそれを抜くことも我々は考えているわけで、既存の法律に縛られる必要はないので、言わば特区と同じような発想で、例えば派遣法でそれがだめだとしても、これに関して言えば例外にするとか、そうなると、そちらが考えておられた以上のことができるわけで、まさに拘置所から刑務所に囚人を移送するところを、丸ごと民間に委託することができるということも論理的には可能だと思いますので、そこは逆にそちらからも案を出していただいて、必ずしも監獄法の特例措置である必要はないのです。もともとは派遣法から警備業を外すというのはナンセンスなのであって、それをこの際つぶしてしまおうと、刑務所に限ってということですね。そういうことも十分可能だと思います。

西田国際企画官 当方はやはり監獄法の特例措置がないと、なかなか委託できる範囲が限定されますので、当方としてはそれもお願いしなければいけないと思っています。

大橋専門委員 どうもありがとうございました。頑張ってください。

鈴木主査 御苦労様でした。